

令和5年度蒲郡市
一般会計
特別会計
企業会計
予算書

目 次

一般会計	1
第1表 歳入歳出予算	
歳 入	2
歳 出	5
第2表 債務負担行為	7
第3表 地 方 債	8
特別会計	
国民健康保険事業	9
後期高齢者医療事業	13
土地区画整理事業	17
公共用地対策事業	21
三谷町財産区	23
西浦町財産区	25
企業会計	
水道事業	27
下水道事業	31
病院事業	35
モーターボート競走事業	39

第27号議案

令和5年度蒲郡市一般会計予算

令和5年度蒲郡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37,076,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 市税		13,511,000
	1 市民税	5,210,000
	2 固定資産税	6,334,000
	3 軽自動車税	251,000
	4 市たばこ税	540,000
	5 入湯税	55,000
	6 都市計画税	1,121,000
2 地方譲与税		241,232
	1 地方揮発油譲与税	55,000
	2 自動車重量譲与税	155,000
	3 森林環境譲与税	11,232
	4 特別とん譲与税	20,000
3 利子割交付金		3,500
	1 利子割交付金	3,500
4 配当割交付金		89,000
	1 配当割交付金	89,000
5 株式等譲渡所得割交付金		64,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	64,000
6 法人事業税交付金		198,000
	1 法人事業税交付金	198,000
7 地方消費税交付金		2,010,000
	1 地方消費税交付金	2,010,000
8 ゴルフ場利用税交付金		1,700

単位：千円

款	項	金額
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,700
9 自動車取得税交付金		10
	1 自動車取得税交付金	10
10 環境性能割交付金		54,000
	1 環境性能割交付金	54,000
11 地方特例交付金		95,000
	1 地方特例交付金	95,000
12 地方交付税		2,830,000
	1 地方交付税	2,830,000
13 交通安全対策特別交付金		10,500
	1 交通安全対策特別交付金	10,500
14 分担金及び負担金		30,915
	1 負担金	30,915
15 使用料及び手数料		564,195
	1 使用料	409,280
	2 手数料	154,915
16 国庫支出金		4,418,882
	1 国庫負担金	2,756,909
	2 国庫補助金	1,642,949
	3 委託金	19,024
17 県支出金		1,959,887
	1 県負担金	1,177,646
	2 県補助金	624,455

単位：千円

款	項	金額
	3 委託金	157,786
18 財産収入		211,892
	1 財産運用収入	208,272
	2 財産売却収入	3,620
19 寄附金		1,503,913
	1 寄附金	1,503,913
20 繰入金		5,559,058
	1 特別会計繰入金	141,900
	2 基金繰入金	5,395,297
	3 財産区繰入金	21,861
21 繰越金		200,000
	1 繰越金	200,000
22 諸収入		1,754,916
	1 延滞金	10,000
	2 市預金利子	1,600
	3 貸付金元利収入	340,000
	4 受託事業収入	282,819
	5 雑入	842,097
	6 収益事業収入	278,400
23 市債		1,764,400
	1 市債	1,764,400
歳入合計		37,076,000

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 議会費		265,634
	1 議会費	265,634
2 総務費		6,278,962
	1 総務管理費	5,482,054
	2 徴税費	382,678
	3 戸籍住民基本台帳費	233,833
	4 選挙費	143,318
	5 統計調査費	6,199
	6 監査委員費	30,880
3 民生費		12,235,514
	1 社会福祉費	6,466,616
	2 児童福祉費	4,564,102
	3 生活保護費	1,204,796
4 衛生費		4,744,360
	1 保健衛生費	2,097,024
	2 清掃費	2,647,336
5 農林水産業費		350,694
	1 農業費	309,736
	2 林業費	25,714
	3 水産業費	15,244
6 商工費		1,135,168
	1 商工費	1,135,168
7 土木費		2,527,385

単位：千円

款	項	金額
	1 土木管理費	340,909
	2 道路橋りょう費	925,813
	3 河川費	206,262
	4 港湾費	129,141
	5 都市計画費	661,561
	6 住宅費	263,699
8 消防費		1,895,957
	1 消防費	1,895,957
9 教育費		5,117,563
	1 教育総務費	889,752
	2 小学校費	541,011
	3 中学校費	465,024
	4 社会教育費	2,218,997
	5 保健体育費	1,002,779
10 災害復旧費		4,200
	1 災害対策費	2,200
	2 総務施設災害復旧費	150
	3 民生施設災害復旧費	150
	4 衛生施設災害復旧費	150
	5 農林水産施設災害復旧費	200
	6 商工施設災害復旧費	150
	7 土木施設災害復旧費	600
	8 消防施設災害復旧費	150

単位：千円

款	項	金額
	9 教育施設災害復旧費	450
11 公債費		2,470,563
	1 公債費	2,470,563
12 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		37,076,000

第2表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
第3次情報システム全体最適化事業	令和6年度～令和11年度	2,549,800
ラグーナ蒲郡運営事業支援交付金	令和6年度～令和7年度	356,800
道路交通安全対策事業	令和6年度	10,900
西浦地区支線バス運行事業	令和6年度～令和7年度	17,726
土地改良施設維持補修事業	令和6年度	6,200
道路補修事業	令和6年度	72,000
道路新設改良事業	令和6年度	46,000
橋りょう新設改修事業	令和6年度～令和7年度	196,757
側溝路側整備事業	令和6年度	10,000
土地利用計画等策定事業	令和6年度～令和7年度	146,000

第3表 地方債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路交通安全対策事業	12,800	証書借入又は証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰上償還することができる。
クリーンセンター長寿命化事業	487,000			
道路新設改良事業	214,200			
橋りょう改修事業	10,000			
河川維持整備事業	91,700			
公園整備事業	29,700			
公園長寿命化対策支援事業	49,200			
西部出張所移転建設事業	328,300			
280MHzデジタル同報無線システム子局更新事業	129,000			
小学校外壁等改修事業	34,500			
中学校外壁等改修事業	108,000			
臨時財政対策債	270,000			
計	1,764,400			

第28号議案

令和5年度蒲郡市国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度蒲郡市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,743,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,554,853
	1 国民健康保険税	1,554,853
2 県支出金		5,383,355
	1 県補助金	5,383,355
3 財産収入		2,113
	1 財産運用収入	2,113
4 繰入金		700,672
	1 繰入金	542,000
	2 基金繰入金	158,672
5 繰越金		75,030
	1 繰越金	75,030
6 諸収入		27,177
	1 諸収入	27,177
歳入合計		7,743,200

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		86,279
	1 総務管理費	78,752
	2 徴税費	7,527
2 保険給付費		5,285,646
	1 療養諸費	4,591,775
	2 高額療養費	660,311
	3 移送費	60
	4 出産育児諸費	25,000
	5 葬祭諸費	7,000
	6 傷病手当諸費	1,500
3 国民健康保険事業費納付金		2,229,588
	1 医療給付費分	1,496,272
	2 後期高齢者支援金等分	537,301
	3 介護納付金分	196,015
4 保健事業費		101,054
	1 保健事業費	24,260
	2 特定健康診査等事業費	76,794
5 基金積立金		2,113
	1 基金積立金	2,113
6 諸支出金		18,520
	1 償還金及び還付加算金	18,520
7 予備費		20,000
	1 予備費	20,000

単位：千円

款	項	金額
歳出合計		7,743,200

第29号議案

令和5年度蒲郡市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和5年度蒲郡市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,401,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木寿明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,064,360
	1 後期高齢者医療保険料	1,064,360
2 繰入金		1,256,200
	1 繰入金	1,256,200
3 繰越金		36,395
	1 繰越金	36,395
4 諸収入		44,745
	1 延滞金	10
	2 償還金及び還付加算金	1,989
	3 預金利子	1
	4 受託事業収入	42,538
	5 雑入	207
歳入合計		2,401,700

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		11,766
	1 総務管理費	6,837
	2 徴収費	4,929
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,328,863
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,328,863
3 保健事業費		56,082
	1 保健事業費	56,082
4 諸支出費		1,989
	1 償還金及び還付加算金	1,989
5 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳 出 合 計		2,401,700

第30号議案

令和5年度蒲郡市土地区画整理事業特別会計予算

令和5年度蒲郡市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ963,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 保留地処分金		30,000
	1 保留地処分金	30,000
2 国庫支出金		25,200
	1 国庫補助金	25,200
3 財産収入		500
	1 財産運用収入	500
4 繰入金		680,000
	1 繰入金	680,000
5 繰越金		70,690
	1 繰越金	70,690
6 換地清算金		33,000
	1 換地清算金	33,000
7 諸収入		10
	1 雑入	5
	2 換地清算金利子	5
8 市債		124,100
	1 市債	124,100
歳入合計		963,500

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		508,989
	1 事務所費	103,984
	2 事業費	405,005
2 公債費		390,511
	1 公債費	390,511
3 諸支出金		59,000
	1 繰出金	59,000
4 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出 合 計		963,500

第2表 地方債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	124,100	証書借入	3.0%以内	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰上償還することができる。

第31号議案

令和5年度蒲郡市公共用地対策事業特別会計予算

令和5年度蒲郡市の公共用地対策事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ335,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 財産収入		191,239
	1 財産運用収入	7,879
	2 財産売払収入	183,360
2 繰越金		144,051
	1 繰越金	144,051
3 諸収入		10
	1 雑入	10
歳入合計		335,300

歳出

単位：千円

款	項	金額
1 公共用地対策事業費		252,400
	1 公共用地対策事業費	252,400
2 諸支出金		82,900
	1 繰出金	82,900
歳出合計		335,300

第2表 債務負担行為

単位：千円

事項	期間	限度額
都川ポンプ場跡地整備事業	令和6年度	196,000

第32号議案

令和5年度蒲郡市三谷町財産区特別会計予算

令和5年度蒲郡市の三谷町財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 財産収入		22,421
	1 財産運用収入	22,401
	2 財産売払収入	20
2 繰越金		14,766
	1 繰越金	14,766
3 諸収入		13
	1 預金利子	3
	2 雑入	10
歳入合計		37,200

歳出

単位：千円

款	項	金額
1 総務費		18,736
	1 総務管理費	18,736
2 諸支出金		16,464
	1 繰出金	16,464
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		37,200

第33号議案

令和5年度蒲郡市西浦町財産区特別会計予算

令和5年度蒲郡市の西浦町財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 財産収入		12,038
	1 財産運用収入	12,028
	2 財産売払収入	10
2 繰越金		3,551
	1 繰越金	3,551
3 諸収入		11
	1 預金利子	1
	2 雑入	10
歳入合計		15,600

歳出

単位：千円

款	項	金額
1 総務費		9,303
	1 総務管理費	9,303
2 諸支出金		5,397
	1 繰出金	5,397
3 予備費		900
	1 予備費	900
歳出合計		15,600

第34号議案

令和5年度蒲郡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度蒲郡市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年度末給水栓数	35,044 栓
(2) 年間総給水量	9,280,000 m ³
(3) 一日平均給水量	25,355 m ³
(4) 主要な建設改良事業 配水管布設等事業	1,947,200 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	1,957,100 千円
第1項 営業収益	1,788,460 千円
第2項 営業外収益	168,610 千円
第3項 特別利益	30 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	2,010,200 千円
第1項 営業費用	1,977,616 千円
第2項 営業外費用	22,503 千円
第3項 特別損失	81 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,250,600千円は過年度分損益勘定留保資金1,250,600千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	983,100 千円
第1項 企業債	488,300 千円
第2項 固定資産売却代金	10 千円
第3項 負担金	170,949 千円
第4項 分担金	45,441 千円

第5項 出 資 金	278,400千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	2,233,700千円
第1項 建設改良費	2,178,120千円
第2項 企業債償還金	55,580千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
水道施設修繕事業	令和6年度	8,000
配水場等設備保守点検事業	令和6年度	3,000
電気設備保守点検事業	令和6年度	14,000
配水場場内整備事業	令和6年度	12,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 第1南山配水場築造事業及び配水管布設替工事に充てるため
- (2) 限度額 488,300千円
- (3) 起債の方法 証書借入
借入時期は令和5年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借入れることができる。
- (4) 利率 年利3.0%以内
- (5) 償還の方法 借入先の融資条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、60,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出の営業費用、営業外費用及び特別損失間の相互における流用
- (2) 資本的支出の建設改良費及び企業債償還金間の相互における流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 160,785千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、19,403千円と定める。

令和5年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第35号議案

令和5年度蒲郡市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度蒲郡市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域面積	1, 338 ha
(2) 処理区域内人口	58, 139人
(3) 年間有収水量	5, 930, 000 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備費	2, 409, 756千円
処理場整備費	202, 749千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		2, 470, 600千円
第1項 営業収益		1, 238, 394千円
第2項 営業外収益		1, 232, 206千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		2, 564, 000千円
第1項 営業費用		2, 444, 319千円
第2項 営業外費用		109, 671千円
第3項 特別損失		10千円
第4項 予備費		10, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額879, 400千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額147, 224千円、過年度分損益勘定留保資金196, 647千円及び当年度分損益勘定留保資金535, 529千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		2, 354, 900千円
第1項 企業債		1, 588, 000千円

第2項 負担金及び分担金	23,799千円
第3項 補助金	735,181千円
第4項 出資金	7,920千円
支 出	
第1款 資本的支出	3,234,300千円
第1項 建設改良費	2,636,572千円
第2項 企業債償還金	597,728千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設維持管理事業	令和6年度	25,000
浄化センター細目自動除塵機等更新事業	令和6年度	414,600
浄化センターITV設備更新事業	令和6年度	69,300
浄化センター機械濃縮余剰汚泥供給ポンプ制御盤更新事業	令和6年度	36,800
城山ポンプ場計装設備更新事業	令和6年度	36,300

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 下水道管渠・処理場等整備事業費に充てるため。
- (2) 限度額 1,588,000千円
- (3) 起債の方法 証書借入
借入時期は令和5年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借入れることができる。
- (4) 利率 年利3.0%以内
- (5) 償還の方法 借入先の融資条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の営業費用、営業外費用及び特別損失間の相互における流用

(2) 資本的支出の建設改良費及び企業債償還金間の相互における流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

170,725千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の健全な運営に資するため他会計からこの会計へ補助を受け
る金額は、513,862千円である。

令和5年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第36号議案

令和5年度蒲郡市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度蒲郡市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	382床
(2) 年間患者数	285,024人
入院患者数	114,924人
外来患者数	170,100人
(3) 一日平均患者数	1,014人
入院患者数	314人
外来患者数	700人
(4) 主要な建設改良事業	
吸収式冷温水発生機更新工事費	147,000千円
器械備品購入費	171,000千円
新棟建設実施設計委託料	150,000千円
エレベーター改修工事費	247,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	9,590,600千円
第1項 医業収益	8,602,810千円
第2項 医業外収益	987,760千円
第3項 特別利益	30千円
支 出	
第1款 病院事業費用	10,443,000千円
第1項 医業費用	10,201,627千円
第2項 医業外費用	221,353千円
第3項 特別損失	20千円
第4項 予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額637,200千円は過年度分損益勘定留保資金637,200千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,263,100千円
第1項 企業債	591,300千円
第2項 出資金	671,379千円
第3項 固定資産売却代金	100千円
第4項 投資償還金	321千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,900,300千円
第1項 建設改良費	817,368千円
第2項 企業債償還金	1,068,968千円
第3項 投資	13,964千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
看護師等修学資金貸付金	蒲郡市看護師等修学資金貸与条例に基づき、令和5年度において貸与を決定した期間	蒲郡市看護師等修学資金貸与条例に基づき、令和5年度において貸与を決定した額
薬剤師奨学金返済支援金貸付金	蒲郡市民病院薬剤師奨学金返済支援金貸与条例に基づき、令和5年度において貸与を決定した期間	蒲郡市民病院薬剤師奨学金返済支援金貸与条例に基づき、令和5年度において貸与を決定した額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
吸収式冷温水発生機更新事業	147,000	証書借入 借入時期は令和5年度中とする。ただし、事業の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借り入れることができる。	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により繰上償還することができる。
医療機器等整備事業	47,300			
新棟建設実施設計委託事業	150,000			
エレベーター改修事業	247,000			
計	591,300			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の医業費用、医業外費用及び特別損失間の相互における流用

(2) 資本的支出の建設改良費、企業債償還金及び投資間の相互における流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5,148,675千円

(2) 交際費 1,400千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,442,340千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	内視鏡部門システム	一 式

令和5年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第37号議案

令和5年度蒲郡市モーターボート競走事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度蒲郡市モーターボート競走事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間開催日数	200日
(2) 年間勝舟投票券発売金	168,920,000千円
(3) 一日平均勝舟投票券発売金	844,600千円
(4) 年間場間場外受託発売金	11,534,970千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 競艇事業収益	173,500,000千円
第1項 営業収益	173,383,905千円
第2項 営業外収益	116,065千円
第3項 特別利益	30千円
支 出	
第1款 競艇事業費用	163,617,200千円
第1項 営業費用	160,680,332千円
第2項 営業外費用	2,916,838千円
第3項 特別損失	30千円
第4項 予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,140,000千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額104,288千円、減債積立金287,960千円、建設改良積立金1,043,473千円並びに過年度分損益勘定留保資金704,279千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	0千円
第1項 企業債	0千円

支 出

第1款 資本的支出	2, 140, 000千円
第1項 建設改良費	1, 147, 761千円
第2項 企業債償還金	287, 960千円
第3項 投 資	694, 279千円
第4項 予 備 費	10, 000千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
広告宣伝事業	令和6年度	2, 500
出走表発行事業	令和6年度	99, 000
ファンサービス事業	令和6年度	25, 500
キッズパーク オープン記念式典事業	令和6年度	6, 600
電気室改修事業	令和6年度	43, 500
外向発売所 キュービクル改修事業	令和6年度	7, 000
締切表示盤更新事業	令和6年度	6, 100
無停電電源装置 更新事業	令和6年度	3, 500

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出の営業費用、営業外費用及び特別損失間の相互における流用
- (2) 資本的支出の建設改良費、企業債償還金及び投資間の相互における流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 553, 388千円
- (2) 交 際 費 1, 500千円

令和5年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明